○北本市自転車問題審議会規則

平成元年7月1日

規則第17号

改正 平成6年3月30日規則第5号

平成12年3月1日規則第2号

平成16年3月31日規則第13号

平成20年3月31日規則第7号

平成24年6月20日規則第28号

注 平成20年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和56年条例第26号)第3条の規定に基づき、北本市自転車問題審議会 (以下「審議会」という。)の組織、運営に関し必要な事項を定める ものとする。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験者
 - (2) 自治会長
 - (3) 事業者
 - (4) 公募による市民(平24規則28・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす る。 (会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。 (平20規則7・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第13号)

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成20年規則第7号)
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成24年規則第28号)
- この規則は、公布の日から施行する。